

横手市農業委員会

令和6年度 第12回

農業委員会総会議事録

令和7年2月14日

## 令和6年度 第12回横手市農業委員会総会議事録

令和7年2月14日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会をサンサン横手に招集する。

### 記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について
3. 議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請について
4. 議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について
5. 議案第64号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する副申意見決定  
について
6. 議案第65号 農用地利用集積計画の審議について
7. 議案第66号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について
8. 議案第67号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の策定に伴う意見聴  
取について
9. 報告第16号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委員氏名	出欠	議席No.	委員氏名	出欠
1	佐藤 保	出	13	高田 恵律子	出
2		欠	14	近江 清 廣	出
3	佐藤 省 美	出	15	高橋 馨	出
4		欠	16	佐藤 吉 治	出
5	佐々木 一 誠	出	17	高橋 尚 也	出
6	千葉 肇	出	18	小松田 英 人	出
7	佐藤 仁	出	19	高橋 康 弘	出
8	高橋 正 也	出	20	丹波 賢太郎	出
9	佐藤 勇	出	21		欠
10	小笠原 夏 子	出	22	木村 由美子	出
11	新山 武	出	23	堀江 一 彦	出
12	千田 誠 治	出	24	飯野 正 和	出

当日の欠席委員

2番 佐々木 由紀子  
 4番 石山 俊彦  
 21番 武藤 吉喜

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩 瀬 司
	局長代理兼農地振興係長	伊 藤 俊 一
	総務係長	佐 藤 亨
	総務係主査	佐 藤 絹 子
	農地振興係主査	佐々木 真
	農地振興係主査	柴 田 正 之
	専門員	塩 田 正 秋
増田地域局	農委事務局主査	石 橋 大 輔
平鹿地域局	農委事務局専門員	武 田 和 典
雄物川地域局	農委事務局主査	菊 谷 仁 志
大森地域局	農委事務局主査	高 田 真 紀 子
	農委事務局主事	須 田 萌々子
十文字地域局	農委事務局主査	原 かおる
山内地域局	農委事務局副主査	土 田 学
	農委事務局主任	小 徳 真
大雄地域局	農委事務局主査	照 井 理 香

議長	<p>本日の出席者数は21名であります。 農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第12回横手市農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、「横手市農業委員会総会会議規則」第23条第2項の規定に定める議事録署名委員について、慣例により当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、当職より 23番 堀江一彦 委員 1番 佐藤保 委員 の両名を指名いたします。</p>
議長	<p>日程2、「議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>はじめに「1番」は、議席番号15番 高橋馨委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(議席番号15番 高橋馨委員 一時退席)</p>
議長	<p>「1番」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、説明いたします。議案書2ページをご覧ください。 「1番」は、横手地域局管内からの申請です。農業廃止のため、親族へ農地を贈与するものです。以上、配布しております別紙資料「農地法第3条調査書」の「受付番号1番」に記載されておりますとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。 これより、現地調査されました委員から、補足等ありましたら、ご説明をお願いします。</p> <p>(特になし)</p>
議長	<p>それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「1 番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

議長

賛成多数ですので、「1 番」については、許可することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 15 番 高橋馨委員 着席)

議長

次に、議事参与の制限の案件を除く、「2 番」から「20 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、説明いたします。申請案件は「2 番」から「20 番」まで、19 件です。議案書 2 ページをご覧ください。

「2 番」は、土地が横手及び山内地域局管内にまたがる申請です。経営移譲年金受給のため、親子間での使用貸借を再設定するものです。

「3 番」は、横手地域局管内からの申請です。合作地を贈与するものです。

「4 番」から「6 番」は、増田地域局管内からの申請です。「4 番」は、合作地を売買するものです。議案書 3 ページをご覧ください。「5 番」は、農地を後継者へ一括贈与するものです。「6 番」は、借受により経営規模の拡大をするものです。

「7 番」から「11 番」は、平鹿地域局管内からの申請です。「7 番」は、新規就農のため、祖父が所有する農地を使用貸借するものです。「8 番」は、新規就農のため、父が所有する農地を使用貸借するものです。議案書 4 ページをご覧ください。「9 番」は、新規就農のため、知人が所有する農地を譲り受けるものです。「10 番」は、新規就農のため、親族が所有する農地を買い受けるものです。「11 番」は、労力不足のため、知人へ農地を売却するものです。

「12 番」は、雄物川地域局管内からの申請です。買受により経営規模の拡大をするものです。議案書 5 ページをご覧ください。

「13 番」から「17 番」は、大森地域局管内からの申請です。「13 番」は、農業廃止のため、親族へ農地を贈与するものです。「14 番」は、経営縮小のため、近隣の耕作者へ農地を贈与するものです。「15 番」は、合作地を売買するものです。「16 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。

「18 番」から「19 番」は、十文字地域局管内からの申請です。「18 番」は、所有地が相手方の農地に囲まれて所在しているため、贈与するものです。「19 番」は、合作地を売買するものです。議案書 6 ページをご覧ください。「17 番」は、横手市に所在する農地と市外に所在する農地を相互に交換するものです。

「20 番」は、大雄地域局管内からの申請です。買受により経営規模の

拡大をするものです。

以上、配布しております別紙資料「農地法第3条調査書」の受付番号「2番」から「20番」に記載されておりますとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

11番

新規就農者の件について、この方新規就農者の支援金等を頂いているか分かりませんが、もし頂いている場合、世帯内での使用貸借での支援金等を貰うための要件を満たすものなのかどうかについて教えていただきたい。例えば、他の家の田んぼを必ずやらないと支援金等貰えないなどの話はあるのでしょうか？

事務局

この方については、昨年の12月頃からいろいろ相談がございまして、今月末に新規就農ということで、現在、青年等就農計画認定申請を行っております。その審査会が2月下旬に行われる予定であり、現在そのような支援金等はいただいております。申請書を見ますとお父さんとお爺ちゃんがやってきた主力のももとリンゴを全部引き受け、ほかに利用権部分も引き受けてやっていきたいとのこと。

新規就農になりますと、国の補助金や市の利子補給などの支援も受けられ、それから各種補助金を受けられるということでございます。今ご質問にありました部分についてはまだ具体的には分かりませんが、その点についても、分かり次第お知らせしたいと思います。ちなみに3月総会でも、またこの方の案件が上程される予定となっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長

他にご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「2番」から「20番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

議長

賛成多数ですので、議事参与の制限の案件を除く「2番」から「20番」については、許可することに決定いたします。

議長

日程 3、「議案第 62 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書 8 ページをお開きください。申請件数は 1 件です。横手地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため「第 1 種農地」と判断します。

事業概要です。申請者の自宅敷地内において、この度長男家族が住宅を新築する計画があり、これに伴い既存車庫を取壊すことになるため、新しくカーポートを建築しようとするものです。ただ、自宅から近接した場所でなければならないため、隣接する自己所有の農地をやむなく選定したものです。

土地概要です。申請地は「          地区交流センター」から北約 600m に位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっております。隣接地の状況は、北側は宅地、東側は市道、西側は畑、南側は墓地及び畑となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応予定であり、金融機関の残高証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は市道側側溝へ排水する計画です。

被害防除については、特に周囲への影響はないと思われま

す。意見書は、土地改良区の管轄外のため、ありません。他法令については、特にありません。

申請地は、「第 1 種農地」ではありますが、「申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」であることから、農地法施行規則第 33 条第 4 号の不許可の例外に該当するものと判断し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、1 月 31 日、高橋尚也委員と事務局で実施しております。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 62 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

議長

挙手多数ですので、「議案第 62 号」については、許可することに決定いたします。

議長

日程 4、「議案第 63 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 12 ページをお開きください。申請件数は全部で 7 件になります。それでは説明いたします。

「1 番」は横手地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にあるため、「第 3 種農地」と判断します。

事業概要です。借受人夫婦は、現在住んでいるアパートが手狭であることから住宅の新築を計画し、近所で宅地を探したものの、適地が見つかりませんでした。申請地は離れた場所にありますが母親が所有しておることから適地と判断し、やむをえず選定したものです。

土地概要です。申請地は、「          地区交流センター」から北東約 1.4 km に位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっています。隣接地の状況は、西側は市道、北側及び南側は宅地、東側は田となっています。

資金計画です。全額借入資金で対応するとのことで、金融機関の事前審査結果により確認済です。

排水計画です。汚水・生活雑排水は公共下水道を利用、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除については、隣接する農地との間に緩衝地を設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われれます。

意見書は、土地改良区の管轄外のため、ありません。他法令については、特にありません。

申請地は「第 3 種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、1 月 31 日、高橋尚也委員と事務局で実施しております。

「2 番」も横手地域局管内からのものです。なお、こちらの対象地は議案第 62 号案件の隣地であることを申し添えます。

農地区分です。申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため「第 1 種農地」と判断します。

事業概要です。借受人は、現在家族でアパート住まいをしており、住宅の新築を計画していますが、実家には父親と祖母が暮らしていることもあり、将来的なことを考慮して、実家の敷地内に建てるのが良いと判断しました。しかし、宅地の敷地だけでは困難なため、申請地に跨いで建築しようとするもので、農地ではありますがやむをえず選定したものです。

土地概要です。申請地は「          地区交流センター」から北約 600m に位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっております。隣接地

の状況は、北側及び西側は宅地、東側は市道、南側は畑となっています。

資金計画です。自己資金と借入金で対応予定であり、金融機関の残高証明書及び仮審査通知書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除については、隣接する農地との間に緩衝地を設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の管轄外のため、ありません。他法令については、特にありません。

申請地は、「第1種農地」ではありますが、「申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」であることから、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、1月31日、高橋尚也委員と事務局で実施しております。続いて、14ページとなります。

「3番」も横手地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため「第1種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人はこの度、結婚を機に新居を建築する計画をしています。付近に商業施設や病院等がある利便性の良い場所で、宅地を検討しましたが、なかなか適地が見つからず、申請地は県道が近く比較的交通の便も良い場所で、条件に近いことから、農地ではありますがやむなく選定したものです。

土地概要です。申請地は「          地区交流センター」から北東約700mに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側は田、西側は宅地、東側は法定外道路、南側は市道となっています。

資金計画です。全額借入金で対応予定であり、金融機関の事前審査内諾書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は公共下水道を利用、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除については、緩衝地を設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区から、さしつかえない旨の内容で交付されています。他法令については、特にありません。

申請地は、「第1種農地」ではありますが、「申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」であることから、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、1月31日、高橋尚也委員と事務局で実施しております。

「4番」は■■■■地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、「第1種農地」と判断します。

事業概要です。借受人は、一般土木工事を中心とした建設会社です。この度、受注工事が増えたことに伴い、資材の確保並びに資材置場の確保が必要となり、既存の資材置場に隣接した申請地を、農地ではありませんがやむを得ず適地として選定し、拡張しようとするものです。

土地概要です。申請地は「横手市役所■■■■庁舎」から南東約2.3kmにある農地で、登記地目・現況地目とも「畑」となっております。隣接地の状況は、北側は県道、西側は法定外道路、南側は農地、東側は既存の資材置場となっています。

資金計画です。全額自己資金での対応であり、金融機関の残高証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、碎石の積載高や配置面積に関して安全を考慮した計画となっており、周囲への影響はないと思われまます。

意見書は、土地改良区の管轄外のため、ありません。

他法令については、開発行為について、横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱第7条による事前協議済みです。

申請地は、「第1種農地」ですが、既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないため、農地法施行規則第35条第5号の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、1月29日、武藤吉喜委員、佐藤勇委員、松井覚推進委員と事務局で実施しています。続いて、16ページとなります。

「5番」は雄物川地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため「第1種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人夫婦は、現在市外の賃貸住宅で子供と生活しているが、実家にて両親と同居するための住宅の新築を検討しています。両親は実家で農業を営んでおり、既存住宅を取り壊して建替えることや、他の場所に建築することは困難なため、自宅敷地の一部と申請地に跨いで建築しようとするもので、農地ではありますがやむをえず選定したものです。

土地概要です。申請地は「■■■■地区交流センター」から北西約1.2kmにある農地で、登記地目・現況地目とも「畑」となっております。隣接地の状況は、西側は畑、北側は宅地、東側及び南側は市道となっています。

資金計画です。全額借入資金での対応であり、金融機関の事前審査回答書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は公共下水道を利用、雨水排水は自

然流下させる計画です。

被害防除については、緩衝地を設け、農地との境界からは距離を確保する計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の管轄外のため、ありません。他法令については、特にありません。

申請地は、「第1種農地」であります。「申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」であることから、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、1月24日、佐藤保委員と事務局で実施しております。

「6番」は、          地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にあるため、「第3種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、住宅建築や不動産売買などを業務とする株式会社です。申請地付近では宅地が不足しており、好条件の土地を低価格で供給したいという思いから、国道          や          インターも近く利便性の良い当該地を適地と判断し、2区画の宅地分譲地として整備しようとするものです。

土地概要です。申請地は「横手市役所          庁舎」から北西約450mにある農地で、地目は登記・現況とも「畑」となっております。隣接地の状況は、北側は県道、西側は宅地、東側は法定外水路を挟んで宅地、南側は畑となっています。

資金計画です。全額自己資金での対応であり、金融機関の残高証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、緩衝地を設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の管轄外のため、ありません。他法令については、特にありません。

申請地は「第3種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、12月19日、佐々木一誠委員と事務局で実施しております。続いて、18ページとなります。

「7番」も、          地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にあるため、「第3種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、住宅建築や不動産売買などを業務とする株式会社です。本申請地は県道及び市道に面しており、国道13号にも近く、また商業施設・医療機関・役所等にも近い場所で、住宅用地の需要が高

い地域にあることから、これに対応するため申請地を宅地造成し分譲するものです。

土地概要です。申請地は「横手市役所■■■■庁舎」から北西約 600mにある農地で、地目は登記、現況とも「畑」となっています。隣接地の状況は、西側は市道、北側及び東側は宅地、南側は県道となっています。

資金計画です。全額自己資金での対応であり、金融機関の残高証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、緩衝地を設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われま

す。意見書は、土地改良区の管轄外のため、ありません。他法令については、特にありません。

申請地は「第3種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、1月14日、佐々木一誠委員、新山武委員と事務局で実施しております。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

11 番

2点お伺いします。1点目は、冬場の降雪期における現地調査について、どうしても雪の影響があり農地を見られない、境界を見られないということがあります。できればこの期間は申請を受け付けないか、または、スケジュールを少しずらしていただければありがたいと思っています。

2点目は、そもそもの現地調査のあり方ですが、去年から農業委員をやらせてもらって、かなりの数現地調査をしました。1日で十数件ということもありましたが、もう少し簡略化できないかと思っていまして、例えば、衛星からの画像と事前に現地で事務局が撮った写真をまとめて、例えば一括して月一で事務調整会議にかけて、そこで判断するとか。事務局の方でももう少し簡略化したやり方あるのであれば教えてほしいし、ここにいる農業委員の皆さんでも何かそういう良いアイデアというか、もう少しスムーズに現地調査できるようなアイデアがあれば意見をいただきたいと思っておりますけれども、皆さんいかがでしょうか。

事務局

衛星写真というご意見ありましたが、最近農林水産省の通知が改正になりまして、衛星写真での現地調査というのも認められるようになりました。最近の状況がわかる衛星写真であれば、そういったものの活用というのも考えていきたいと思えます。降雪期については、場合によって現地と衛星写真を併用してということは十分考えられると思えます。ご意見ごもっともな部分も多々ありますので検討したいと思えます。

議長

今のご意見については、冬場の部分それから夏場においても件数が多岐にわたる場合については、衛星写真等々使ってみたらどうかという話

ですが、申請があれば調査をしなくちゃいけないという建前でございますので、その点については、やはり農業委員、推進委員の皆様に見ていただくこととなりますが、皆様からご意見をいただきながら、改善できるところについては改善していけるように進めてまいりたいというふうに思います。

16 番

11 番の委員の質問に関連して、確認や質問、提案をさせていただきたいと思いますが、私も農業委員になって先月初めて降雪期の現地確認に同行しました。別の観点から申しますと、これは重大な問題、改善すべき内容が含まれていると思います。重大な問題というのは、やはり現地に立っても雪に覆われた農地しか見ることができないということは、これは 5 条案件に限らず 3, 4 条案件もそうですが、農地の集団化や周辺農地への支障ということについては判断できません。判断できないのですから 5 条案件の審査表、3 条も同じですが、全ての案件について、9, 10 番は記載できないのではないかと思います。そうしますと自ずと総会の上程に関わる話になりますので、それについてはご説明を再度お願いします。

それからもう一つ、改善すべき業務ですが、事務局から先ほど衛星写真という話がありましたが、事務次官通知の事務処理基準には、衛星または無人航空機の活用による動画撮影及び画像、または現地調査という通知があります。ドローンなら私はできるのではないかと思います。地域局の職員は非常に忙しいと会長、局長、事務局、それから職員の方も言っています。現地調査となると我々のために事前に現地に行き、写真を撮り、併せて図面を貼り付けて資料を作成します。我々が行く日程を調整して全員を現地に案内し作成した資料を説明していただきます。それが 1 か所だけだといいいのですが、先ほどの委員より意見がありましたように十数か所、それだけのために地域局に集まって現地調査に行かなくてはならない訳です。ドローンを活用すれば、事前に現地に行きドローン撮影さえしてくれれば、各地域局での事務調整会議の場で見せてもらえればそれで判断できます。職員にとっても大幅な業務改善に繋がると思います。5 条案件、3, 4 条だけではなく法務局の登記簿の確認や違反転用、あるいは昨年の利用実態調査全体の全体会議で何方か言っておりましたが、ドローンを活用したらという提案がありました。その後の検討内容は聞いておりませんが、遊休農地の調査の際は相当な業務の改善がされると思います。職員の大幅な業務改善というところが大きいと思いますので、管理職の局長からコメントをお願いしたいと思います。まず 2 点についてお願いします。

事務局

1 点目については、先ほど 11 番委員のご質問にお答えした通りですが、検討を要する部分ですので、今この場でこれからこうしますと回答できませんので、今後検討をいたしたいと思います。

16 番

これは何十年もの間、そのようにして現地調査をしていたと思いますが、地域局の職員も事務局からの指導で農業委員を現地に連れて行っているのだらうと思います。我々に対して現地調査は何を確認するのかと

いうことをしっかりご説明されていたのでしょうか。更に冬に行ったら雪の覆われている農地しか見られないのに、それは総会案件だからと現地調査に連れて行くというのは、きちんと根拠を見ないで慣例として、このような調査をしているのではないかなと言わざるを得ないと思います。

したがって、冬期間に現地に行くのは、受けるなら申請から、事業者が着手するまでの間に、いろんなその手続きがあると思いますので、それを前倒し後ろ倒しして、冬期間に現地調査にかからないように工夫するとか、その工夫してもなお難しいという案件であれば、見合わせざるを得ないのではないのでしょうか。そしてこれまでも再三再四、私が質問して事務局が検討するというお答えについては、回答を聞いたためしがありません。以前からそのようなことになっているというような結果だけお示しいただいて、いつまでにどのような検討をするのかという説明はありません。今月の調査もまだ雪があります。3月も難しいのではないのでしょうか。すぐ検討して、職員のためにも検討内容については、きちんと総会の場合で説明していただき、それについて意見交換したいと思います。

議長

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

事務局

16番委員の2点目のご質問、業務における改善をしっかりとやっていくというところでございますけども、ご質問の内容については十分理解はできますが、いずれマンパワー不足や地域局の役割分担、仕分け、またドローンを使った調査については、農業委員会事務局だけで判断はできませんので、市長部局とも協議をさせていただきながら、また地域局の状況も伺いながら、しかも規則に沿った形で事務を進めていくことが基本ですので、その中でも原則という部分もありますので、その辺を踏まえながら要検討課題だと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

16番

事務局だけでは判断できないという意味がどのような具体的なことなのかよくわかりませんが、そんな難しいことではないのではないかと思います。農業委員会でドローンをお持ちでないとすれば、8年度予算に要求するとか、それまでは他の部局からそれを借用することは出来るのではないのでしょうか。私も前職で60歳ぐらいのときに研修を受け1時間もかからないで操作が出来ました。機体重量が100g以上ですと免許や航空域の制限がありますが、100g未満、いわゆるトーイドローンは、画像が少し悪いけれども見えます。数万円です。1時間もしないうちに操作できるようになるのですから、若い職員はすぐにできると思います。そういうことで難しくないし、庁内で借用できるのではないかと思います。検討するとすれば、現地調査をこれまでしたからと現地調査に軸足を置

くのではなく、ドローンを活用する方向として、現地調査とドローンのその実効性の比較や何が問題なのか。その問題を解決するためにはどうすればいいのかというようなことを検討し総会で教えてください。

事務局

次回総会まで決められることと継続して検討していかなければいけない部分がありますので、できるだけスピーディーに話ができるように検討したいと思います。あとドローン関係ですが、確かに市役所内で数基所有しております。ただその運用方法なども確認しながら、活用できるかできないかも含めて検討させていただきたいと思います。また、事務局だけでは判断できない部分については、農地利用に関して地域の経済活動に関連する部分もあると思います。ただ冬場だから現地確認ができないので、申請はしないでくださいという言い方をすると、そういうようなことができるのかどうなのかということも、他自治体の事例を参考にしながら、また、その対応については当然農業委員会組織としての意思決定も必要だと思っておりますので、様々加味するとすぐ回答ができて、できないところがありますので、その辺はご理解をお願いいたします。なお、内容については業務改善に繋がることですので、それは市役所職員として当然のことでもありますので、日々考えながら対応していきたいと考えております。

16 番

全て綺麗にしてから回答するのではなく、この一月あればいろいろと検討できるのではないのでしょうか。それによって道筋ができ、それによって意見交換ができると思います。一発でこう決まりましたとかではないと思いますので、そのような方向で説明をお願いします。

事務局

先ほどできることと検討を要する部分があるということをお話で話をさせていただきましたので、できるだけ回答ができるものは回答していきたいと思っておりますし、また、組織としての意思決定が必要な部分については、各農業委員等からもお話を聞きながら、方向性を決めていかなければならないということをお話しさせていただきましたので、単に難しいのですぐに回答できないというような回答ではなかったというところをご理解いただきたいと思います。

16 番

ぜひお願いしたいと思っておりますけど先ほど局長の中で冬場ってありますけど、冬場に限らず1年を通じた話ということでご回答いただければと思います。お時間いただきましてありがとうございました。

議長

ほかに質問等ございませんか。

議長

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

7 番

「6番」と「7番」について、距離的には200mほど離れている位置にありますが、10a当たりの価格が全然違います。その辺の事情を伺えま

すか。

事務局

当方でも申請側に確認しましたが、所有者の事情によりその価格で間違いないということです。

議長

他にご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 63 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

議長

賛成多数ですので、「議案第 63 号」については、許可することに決定いたします。

議長

日程 5、「議案第 64 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する副申意見決定について」を上程いたします。

事務局

それではご説明いたします。議案書 22 ページをお開きください。申請件数は 1 件です。■■■■地域局管内からのものです。なお、議案に記載している所在については、当初申請時の地番及び地目で記載していることを申し添えます。

事業計画変更の概要です。

事業計画者は、宅地分譲及び特定建築条件付売買予定地の計画で、令和 2 年 3 月に農地法第 5 条による農地転用許可を受けており、令和 6 年 12 月 31 日を事業の完了年月日としておりました。

現在、特定建築条件付売買予定地において 2 区画が未売却となっている状況であり、本来であれば、自社において建売住宅を建築する条件となっておりますが、自社関連の建築業者が繁忙で今後の着工予定が決まっていることから直ちに建築することが難しいとのことでした。

また、現在も問い合わせは時折受けており、可能であれば自社建築ではなく注文住宅建築を最後まで模索したいという理由から、工事計画期間を 1 年間延長で事業計画変更を申請するものです。

なお、事業目的に変更はありません。

事業の実施状況です。全て宅地造成は完了しており、所有権移転済み、地目変更登記もされております。

土地概要です。申請地は「■■■■地区交流センター」から西約 1.1 km に位置しております。地目変更登記は全て完了しておりますので、登記地目は「宅地」となっております。隣接地の状況は、北側は水路を挟み宅地、東側・西側は宅地及び市道、南側は宅地及び田となっております。

被害防除については、特に周囲への影響は無いものと思われま

す。現地調査は、1 月 31 日、高橋尚也委員と事務局で実施しております。

なお、本件は、転用面積が 2 ヘクタールを超えるため、県知事による

承認案件となります。本総会にて承認相当の議決となりましたら、意見書を付して県知事へ申請書を進達し、県知事が承認する流れとなります。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 64 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 64 号」については、異議ないものと認め、許可相当の意見を付して、秋田県知事に進達することに決定いたします。

議長

日程 6、「議案第 65 号 農用地利用集積計画の審議について」を上程いたします。

事務局

それではご説明いたします。相対による利用権設定になります。議案書 26 ページの「整理番号 52 番」から議案書 30 ページの「整理番号 90 番」までの 39 件は、再設定が 26 件、新規設定が 13 件となっております。出し手農家と受け手農家の間において 2 月 17 日付けで農用地利用集積計画の公告により権利設定するものとなっております。

次に、利用権の移転になります。議案書 31 ページの「整理番号 91 番」から「整理番号 94 番」の 4 件は、現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や契約残存期間について、同一条件で権利を移転するものとなっております。

なお、未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。

農用地利用集積計画につきましては、配布しております別紙資料「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 65 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、「議案第 65 号」については、承認することとし、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。

議長 日程 7、「議案第 66 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

議長 はじめに「整理番号 202 番」は、議席番号 11 番 新山武委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号 11 番 新山武委員 一時退席)

議長 「整理番号 202 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。議案書 40 ページの「整理番号 202 番」の 1 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 4 月 15 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配布しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 202 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、「整理番号 202 番」については、承認することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 11 番 新山武委員 着席)

議長	<p>次に「整理番号 209 番」、「整理番号 210 番」は、議席番号 20 番 丹波賢太郎委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(議席番号 20 番 丹波賢太郎委員 一時退席)</p>
議長	<p>「整理番号 209 番」から「整理番号 210 番」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それではご説明いたします。議案書 41 ページの「整理番号 209 番」から「整理番号 210 番」の 2 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 4 月 15 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。</p> <p>なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配布しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 209 番」から「整理番号 210 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「整理番号 209 番」から「整理番号 210 番」については、承認することに決定いたします。</p> <p>退席委員の入場を認めます。</p> <p>(議席番号 20 番 丹波賢太郎委員 着席)</p>
議長	<p>次に、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 143 番」から「整理番号 226 番」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それではご説明いたします。はじめに所有権移転になります。議案書 34 ページの「整理番号 143 番」から「整理番号 150 番」の 8 件は、令和 7 年 3 月 28 日付の県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から農地を買い入れるものとなっております。令和 7 年 4 月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。議案書 34 ページの「整理番号 151 番」の 1 件は、令和 7 年 3 月 28 日付の県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から買い入れしていた農地を受け手農家に売り渡すものとなっております。</p>

ります。

次に、農地中間管理事業になります。議事参与の制限の案件を除く、議案書 35 ページの「整理番号 152 番」から、議案書 42 ページの「整理番号 217 番」の 63 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 4 月 15 日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、出し手、受け手のマッチングについては、配布しております議案第 66 号別紙資料「農地中間管理事業 貸付・借受予定者一覧でご確認ください。

続いて権利移転になります。現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や残存契約期間について、同一条件で利用権を移転するものです。議案書 43 ページの「整理番号 218 番」から「整理番号 226 番」の 9 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 4 月 15 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。

本農用地利用集積等促進計画につきましては、配布しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「整理番号 143 番」から「整理番号 226 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 143 番」から「整理番号 226 番」については、承認することにいたします。

議長

以上をもって、「議案第 66 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定足します。

議長

暫時休憩いたします。

～暫時休憩～

【横手市農業振興課職員入場、着席】

議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議長

日程 8、「議案第 67 号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の策定に伴う意見聴取について」を上程いたします。

議長

本件につきましては、横手市農業振興課から説明をお願いします。

農業振興課

事前に配付しております「議案第 67 号」の別紙によりご説明したいと思います。

今回お諮りしている意見を伺う地域計画は、令和 5 年度から市において農業委員会の皆様のご協力をいただきながら策定作業を進めてまいりました。

まず初めに、その経過を改めてご説明したいと思います。令和 5 年度から国の法改正により地域計画の策定が始まっています。資料には何も載せていませんが、令和 5 年 9 月に市でアンケート調査を実施しております。そのアンケート調査の結果をもとに、現況の耕作状況図、10 年後の耕作状況図、10 年後の耕作者の年代耕作図を作成して協議の場に臨んだところです。

昨年 10 月に地域毎の協議の場を実施しております。なお、清水町、大森地域、大雄地域は先行地域として、令和 6 年 2 月に協議の場を実施しております。協議の場を終え、アンケート調査の結果や協議の場の話合いの結果を踏まえて、市で地域計画及び目標地図案を作成しましたので、今回、農業委員会から意見を伺うものであります。

今回意見を伺う地域計画は本来、協議の場に多くの農業者に参加いただきまして、地域農業の将来の方向や農地集積の具体的な話し合いを行い、その結果を反映させた地域計画を作成するものであります。限られた時間の中での作成であったことや協議の場の回数が少なかったことから、まだまだ地域計画策定にあたっては不十分な面が多々あります。今後、7 年度以降も地域の協議の場を開催し、目標地図や地域計画をブラッシュアップしながら計画の見直しを図っていきたいと考えております。

地域計画の作成地域は 9 地域で、それぞれの地域毎に地域計画を作成しております。一つずつ説明いたしますと、多くの時間がかかることから、横手地域を具体的に説明させていただきますので、お配りしております地域計画の横手地域の内容をご覧くださいと思います。

これが地域計画の本体でございます。地域計画の中には、(1) 地域内の集落名が記載されております。これは生産集落の集落名でございます。

(1) 地域計画の区域の状況ということで地域の農用地の面積、水田の面積、畑の面積を整理したものが次の (1) でございます。地域内の農用地の面積、横手地域の場合は 3,590 ヘクタールでございます。①農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積は 3,264 ヘクタールでございます。②田の面積が 2,682 ヘクタール、③畑の面積が 582 ヘクタール、④地域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計が 245 ヘクタール、⑤地域内において、今後の農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計が 199 ヘクタールとなっております。参考までに、地域内における 70 歳以上の農業者の農地面積の合計は 574 ヘクタールでございます。

ます。うち後継者不在の農業者の農地面積の合計は 237 ヘクタールでございます。備考の欄に書いておりますけども、記載の面積は令和 5 年 7 月現在の農地台帳の面積をもとに集計記載しております。現在 1 年以上経っておりますが、これは作業を始めた時期を基準に記載しております。④⑤規模縮小などや今後引き受ける意向のある農地の面積は、令和 5 年 9 月実施のアンケート結果をもとに農地台帳の面積を集計して記載しております。⑤については、引受意向のある全ての農地を集計して記載しております。(2) ですけども、地域農業の現状及び課題でございます。これは地域ごとに異なりますが、横手地域の場合の状況をデータ化しまして記載しているところでございます。認定農業者の 66%が 60 歳以上となっており、担い手の高齢化が進んでいます。意向調査の結果では回答した農業者のうち 70 歳以上が全体の 50%を占めている。うち後継者がいない、又は不明と回答した農業者は 71%を超えているということで、担い手の高齢化が進んでいるということが伺えます。

二つ目、中山間部を除いては、大規模中心経営体による農地の集積が進んでいるが、ほ場が分散している地区があり、集約化が課題となっている。

三つ目、ほ場整備の実施については、法人化が進み、農地集積が図られているが、未整備のほ場は作業効率が悪く、受けて不足となっている。

果樹園地については、高齢化、後継者不足で受け手が減少しております。将来、生産管理の維持が困難な樹園地の発生も懸念されるということで、現状としてはこのようなまとめ方をしております。

地域の基本データで認定農業者 167 人、法人集落営農数が 39 経営体と主な作目は記載の通りでございます。

2 ページ目に移っていただきまして、地域農業の将来のあり方ということで、一般的な市の振興計画に載っているような中身で記載しております。収益性の高い複合作物の導入をさらに進めるということと、稲作や大豆の土地利用型作物については、スマート農業の普及により低コスト省力化を進める。雪に強い農業を支援し雪を資源と捉えて農業の利活用を図って通年型農業モデルの確立を目指す。地域農産物の住民意識を高めるため、地産地消の普及と食育を推進する。将来に自信持って引き継げる農村環境を確立するというところで、方向性、将来のあり方としては、市の振興計画に則った中身のことを記載しております。

2 番、農業の将来のあり方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標ですけども、(1) 農地バンクの活用を基本に、担い手への農地集積・集約を進めるとともに、多様な農業を担う者による農地利用を進める。(2) 現状の集積面積と将来の目標とする集積面積を記載しております。現状の集積面積は、横手市全体の集積率でございます。市で国に報告している集積率でございます。現状の集積率は 85%ということで、将来の目標とする集積率が 90%となると推定しております。これは昨年度作成した農業経営基盤強化促進法に基づく市の基本構想の目標の集積率を記載しております。(3) 農用地の集団化に関する目標ということで、目標集積率は先ほど言いました通り市基盤強化促進基本構想に基づき、効率的かつ安定的な経営を営む者への集積を図ること、併せて、農地分散が課題となっているために、集約化を進めていくということで

す。

3 番ですけれども、(1) 農地の集積・集団化への取り組みです。これは先ほども触れましたように、中間管理事業を進めながら、担い手の集積を進めること。また、中山間地域では後継者の育成確保を図りながら集約化を推進するとともに、新規参入などの多様な農業を担う者による農地利用を進めるということで、新規参入者、新規就農者への利用も進めていくことを書いております。(2) の農地中間管理機構の活用方法ですけれども、出し手、受け手の意向を踏まえながら、機構を通じた料金設定を進めるとともに、集約化を踏まえた調整を行っていくということを記載しております。また、農業委員および農地利用最適化推進委員による意向把握や調整により、所有者の貸付意向に配慮しながら、規模拡大を志向する担い手の集積を進めるとともに、多様な担い手への農地確保にも配慮するということです。基盤整備はかなり進んでおりますけれども、ほ場整備未実施地域では、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の取り組みをさらに進めていくとともに、農地耕作条件改善事業等の実施により、土地改良区と協議しながら簡易なほ場基盤整備も進めていくということを記載しております。(4) は多様な担い手育成ということで、これは横手市で行っております農業技術研修の修了者等をはじめとする新規就農者・参入者に、地域内外から多様な形態を募り集積を進めるとともに市と JA 等で連携して新規就農者の相談から定着までを支援していくことを書いております。(5) これも一般的な話ですが、JA の施設を利用していくというような中身と防除については無人ヘリやドローンの防除組織を利用していくということを記載しております。

以下、任意記載事項については後でご覧になっていただきたいと思います。

3 ページ目の 4 番でございます。地域内の農業を担う者一覧ということで、目標地図に位置付けるものをここに記載することになっております。しかし、記載の数、担い手が非常に多いために、別紙 1 で皆さんにお配りしているところですが、資料は農業を担う者の具体的な名称は個人情報関係もありますので、省略させていただいております。任意記載事項などは省略しまして、目標地図が別添の通りで、皆様には見えにくい地図になりますがお配りしております。ほ場整備の例えば横手地域の地図を見ますとほ場整備を実施しているところにつきましては、それぞれ色でくくりまして、それぞれ別葉ではほ場整備の計画時に作成した担い手の集積の図面をつけております。地区によっては促進計画の達成状況報告書により表している地図もありますし、経営計画図で表している地図もございます。地図も残念ながら今回の皆さんにお配りしたものについては、経営体名を個人情報の関係で省略しております。

目標地図、これでは全然分からないということで、今回は実際の物を持ってきましたので後でご確認していただきたいと思います。少し紹介いたしますと、実際の目標地図はこういう形で大きい図面にして、一筆ごとのほ場がわかるような形にしております。以前も地域の協議の場で説明した通りアンケート調査に回答がなかった人が白になります。経営体毎に色塗りをしておりますが、これは横手市の一部分です。横手市は全部で 4 枚か 5 枚ぐらい分割されて印刷するような形でわかるようにし

たいと思っています。皆さんにお配りしたのは経営体名が省略、あるいは個人担い手や法人 A という記載になっておりますが、実際保管する図面は全部経営体名を載せた図面を保管しておいて、この経営体がここをやっていることが分かるように目標地図を作っております。非常に枚数が多くなっており横手市全体で 30 枚くらいありますので、それを皆さんにお配りするというのは無理ですので、農業委員会に備え付けるのか、あるいは市の方で保管するなどを考えております。

この後、これは備え付けでやりまして、市のホームページで公開するわけですが、そのときも個人情報に関係で全部個人、経営体は色塗りさせていただきます。皆さんにちょっとお断りしますが、これは意向調査をしてもほとんどの方がどこを具体的に耕作したいというのは出てきません。ほとんどこの今の目標地図は残念ながらまだ協議不足で現況の耕作している図面が元になっております。一部、協議の場で、「ここやめた人がいてここを私がやります。」「ここを話し合いでこの人に耕作してもらったらいいのでは」というような内容で一部反映させているところがございます。

地域計画の方ですけども、これを一つ一つ、残り 8 地区を説明していきますと大変な時間になりますので、基本的な書き方、記載の方法は、今横手地域で説明した通りになっておりまして、例えば認定農業者の数ですとか、地域面積は地域ごとに集計して載せさせていただいておりますので、後でそれぞれの地域をご確認願いたいと思います。

地域計画案及び目標地図案の説明は以上であります。

なお、この後のスケジュールを若干皆さんに説明したいと思います。本日の総会終了後、農業委員会からの意見として意見書を文書で提出していただきます。

関係機関、土地改良区、JA 等には昨日説明を行っており、現在意見聴取をしているところでございます。それを経まして、関係機関からの意見聴取後に地域計画案、目標地図案を市のホームページに掲載します。先ほど申し上げた通りそれは具体的な個人名は出てきません。2 週間の縦覧を行い、広くパブリックコメントを求めます。そういう結果を踏まえて、地域計画の策定決定公告を行います。

最終的な決定公告は 3 月 17 日あたりの公告を目処に作業を進めております。

最後になりますが、今回作成した地域計画及び目標地図、特に地域計画であれば農業を担う者の一覧ですとか、目標地図であれば、誰がどこを耕作するののかの色塗りですとかは、冒頭申し上げた通り今後随時見直ししていく必要があります。令和 7 年度以降も地域の協議の場を開催して、それぞれ地域の話し合いを基に、目標地図なり地域計画をブラッシュアップしていきたいというふうに考えています。また、これに合わせて、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様から直接農家の意向調査を行っていただきまして、その結果も目標地図に反映させていきたいと思っております。

いずれ目標地図は何回も繰り返しますが、まだまだこの後見直して、どんどんレベルアップしていかなければならない状況ですので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。説明は以上です。

議長

農業振興課の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 67 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 67 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。

議長

暫時休憩いたします。

**【横手市農業振興課職員退席、退場】**

議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議長

日程 9、「報告第 16 号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書 46 ページをご覧ください。報告件数は全部で 1 件です。■■■■地域局管内のものになります。

照会地は、「■■■■西地区交流センター」から北西約 2.6 km に位置しています。隣接地の状況は、北側及び西側は宅地、南側及び東側は市道となっています。

土地の状況です。申請人は、平成 9 年に自身が経営する会社の事務所を自宅敷地の空きスペースに建築しましたが、その際、敷地内に農地が含まれていたことを失念し、転用許可を受けなければならないことに気付かなかったとのことです。現在も舗装され事務所及び駐車場敷地となっており、農地としての利用は見込めないため、「非農地」と判断しました。

現地調査は、12 月 12 日、佐々木一誠委員、高橋康弘委員、新山武委員と事務局で実施しています。

調査結果は、1 月 15 日付けで記載のとおり報告しています。報告は以上です。

議長

事務局の報告が終わりました。

これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第16号」の報告を終わります。

議長

以上をもちまして、第12回総会を閉会します。  
ご協力ありがとうございました。

(12時00分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和7年2月14日

議 長 飯 野 正 和

署名委員 堀 江 一 彦

署名委員 佐 藤 保